公告

受付番号呼出しシステム 一式に関する制限付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)については次のとおりである。

令和元年7月17日

公立陶生病院組合 管理者 瀬戸市長 伊 藤 保 德

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 物品購入 受付番号呼出しシステム 一式
 - (2) 納入場所 瀬戸市西追分町160番地(公立陶生病院)
 - (3) 物品購入概要 別紙受付番号呼出しシステム仕様書のとおり
 - (4) 納入期限令和元年9月30日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 公告日前日において、平成30・31年度瀬戸市入札参加資格者名簿(物品等)に、業務分類「製造・販売」の(131 電算機器)又は(132 文房具・事務用機器)に係る業種が登録されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
 - (3) 公告日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) その他の法令、規則等に違反していない者であること。
- 3 入札参加資格の確認等
- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認申請書」という。)を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、令和元年7月26日(金)に資格 確認申請者に対し、一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」とい う。)により通知するものとする。

ア 資格確認申請書の配布期間

令和元年7月17日(水)から令和元年7月24日(水)まで(土曜日、日

曜日及び祝日を除く)

イ 資格確認申請書の提出期間

令和元年7月18日(木)から令和元年7月24日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

ウ 時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

工 提出部数

1部

才 提出場所

公立陶生病院 財政課

- カ その他
 - (ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (イ) 提出された書類は、返却しないものとする。
- 4 入札執行の日時
 - (1) 日時

令和元年8月5日(月) 午前11時

(2) 場所

公立陶生病院 北棟 5階 第1会議室

- 5 入札保証金
 - (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を令和元年7月31 日(水)までに納めなければならない。
 - (2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合 を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるとき。
- 6 入札の執行
 - (1) 入札書は本人又は委任状を提出、確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。
 - (2) 入札回数は5回(再度入札は4回)とする。
 - (3) 資格確認の結果、一般競争入札参加資格を有する者が1社である場合又は入札 に参加する者が1社である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
 - (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額 (消費税抜き)を入札書に記載すること。
 - (5) 落札者は、入札書に記載される入札金額に対応する物品内訳書を提出しなければならない。

- 7 予定価格等
 - 予定価格は公表しない。
- 8 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
 - (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
 - (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
 - (7) 記名押印のない入札
 - (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
 - (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- 9 契約

契約書の作成を必要とする。

- 10 契約保証金
 - (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
 - (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を 免除するものとする。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契 約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方が過去2年間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体 と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを すべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認め られるとき。
- 11 支払条件

物品納入時一括支払とする

- 12 その他
 - (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
 - (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名 停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- 13 問い合わせ先

公立陶生病院 企画部経営課物流総轄係

瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1945 (直通)

【受付番号呼出しシステム仕様書】

- 1 機器は、以下の条件を満たす機種とする
 - (1) 利用者が触れることで発券できる発券機を含むこと。
 - (2) 発券機は2種類以上の業務に対応し、業務毎に異なる番号が発券可能であること。
 - (3) 業務を切替えて呼出し可能な操作器を3台含むこと。
 - (4) 操作器の呼出し操作に連動して、音声での呼出しと番号の表示を行う表示器を3台含むこと。
 - (5) 表示器の表示部は縦20cm×横40cm×奥行き10cm以内の大き さで80cmから100cm程度のポールの上に設置され、表面に3桁の 番号を表示し、裏面に待ち人数等の表示が可能なこと。

(参考機種)

呼び出しくん 1式

- ・タッチパネル式番号発券機 JP-1800KT(L) 1台
- ・呼び出しくん JD-550 (LAN) VP

/JDC-500Ⅱ (LAN) 3セット

※ 3桁白色表示・有線仕様・ポール設置/番号指示器 背面待ち人数表示付き

(株式会社ジョイシステム社製)

MSボイスコール 1式

- 発券機 2ボタン式 SP-02 1台
- ・表示器 両面 CD-02 3台
- 操作器 テンキータイプ TC-10 3台
- ・中継器 JC-6 1台
- ・中継器 電源付き JCP-5 1台
- ポール金具 I型 PI-01 3台
- ポールクランプ CL-01 3台
- ケーブル SC-05 8本

(株式会社明光商会社製)

※ その他、同等機能を有する機器も可とするが、事前にカタログ等を物 流総轄係に事前に提出し、承認を得ること。

設置にLANケーブル及びHUB(8ポート)が必要となる場合、汎用品で可能であれば病院の備品を使用しても可とする。

- 2 見積りは、消費税を除いた機器本体及び付属品の価格とする。
- 3 搬入、設置、設定等、使用するために必要な作業を行うこと。
- 4 納入場所

患者支援センター (紹介患者窓口)

5 保守

- (1) 通常使用において不具合が発生した場合、購入後1年間は無償で対応すること。
- (2) 故障等不具合を生じた場合は、原則24時間以内に対応すること。
- 6 納入期限

令和元年9月30日までに納入すること。